

第10章 ラテンアメリカの商事仲裁制度の発展

はじめに

ラテンアメリカ諸国は多数の国家から構成されているが、本書ではラテンアメリカ NIEs を対象としているので、アルゼンチン、ブラジル、メキシコを扱い、かつ、本書の目的に従い、これら諸国の商事仲裁を検討の対象とした。また、メキシコが国際商事仲裁に関する米州条約（パナマ条約）を批准しているので、パナマ条約についても検討の対象とした。

限られた研究時間の制約もあり、対象とした仲裁法規の細部についてまで検討が行き届いておらず、概説程度とならざるをえなかった。

I アルゼンチンの商事仲裁制度

1. 仲裁法の法源

(1) 民訴法

連邦法については、1880年に制定され1968年に大幅な改正が行われた民事訴訟法第4編が、仲裁法の主要法源である。仲裁に関する問題が連邦裁判

所に係属する場合には、この民訴法が適用される。

(2) 州法

アルゼンチンは連邦国家であるので、連邦法である民訴法のほかに、各州法が仲裁についての規定を設けている。しかし、ニューヨーク条約を含めアルゼンチンが批准した仲裁関連国際条約の適用を受けたり、または外国人や外国法人が当事者となる仲裁関連問題は、連邦裁判所に係属することになるので、こうした場合には、仲裁についての州法の適用を受ける余地はないことになる。

(3) 国際条約

同国が加盟した国際条約は、法源としての効力が認められており、条約が国内法に優先することが認められている。

仲裁に関する国際条約への加盟については、アルゼンチンは1958年ニューヨーク条約に1988年加盟し、1989年6月12日に発効したが⁽¹⁾、ラテンアメリカ諸国においてニューヨーク条約に代る役割を果たしているパナマ条約については、現在なお未加盟となっている⁽²⁾。

日本との関係については、1967年9月25日発効の「日本国とアルゼンチン共和国との間の友好通商条約」があり、その第7条において、相手国でなされた仲裁判断の承認および執行を相互に保証している。

2. 仲裁事件の管轄裁判所

(1) 連邦裁判所

連邦裁判所の事物管轄に属する事項は、憲法、連邦法、条約、海事法上の問題であり、対人管轄に属する事項は、外国人、外国法人、アルゼンチン国または外国国家が当事者となっている問題である⁽³⁾。したがって、アルゼンチンが批准しているニューヨーク条約や仲裁に関する事項を含む国際条約に

係わる仲裁関連事件は、連邦裁判所が管轄することになる。また、外国人や外国法人が当事者となる仲裁関連問題も、連邦裁判所が管轄する。この結果、国際仲裁に関する事件の大多数は、連邦裁判所が管轄すると考えることができる。

(2) 州裁判所

連邦裁判所が管轄しない仲裁関連事件については、州裁判所が管轄する。

3. 仲裁の種類

(1) 法律にしたがって行われる仲裁 (juicio arbitral)

当事者が仲裁付託契約において、この仲裁により紛争を解決することに合意した場合にのみ行われる仲裁である（民訴法766条）。

この仲裁は、仲裁手続については仲裁法に、紛争の実体についての判断は実体法に、法律の抵触については抵触法（国際私法）に、厳格にしたがって行われる仲裁である（民訴法763～792条）。

この仲裁による仲裁判断については、仲裁付託契約を作成する時点で、当事者が放棄していない限り、訴訟の場合に判決に関して認められている全ての不服申立手段を利用することができる（民訴法758条）。したがって、この仲裁の実態は、第1審についてのみは、当事者が裁判官を選任し、裁判所を使用せずにされ、当事者の合意があれば控訴や上告のない訴訟であるということがきよう。

(2) 善と衡平による仲裁 (juicio de amigables componedores)

当事者が特に法律に従って行われる仲裁によることに合意していない場合には、善と衡平による仲裁によるものとみなされる（民訴法766条）。

この仲裁の場合、仲裁人は、紛争の実体について一般的な衡平原則である善と衡平により、法を適用することなく判断を行うとともに、仲裁手続につ

いても、当事者の定めた手続規制があればそれに従い、当事者が定めていない場合には、仲裁人が自由に手続規制を定めることができる。

この仲裁による仲裁判断については不服申立の方法はないが、仲裁判断の内容が公序に反する場合、仲裁に付託されていない問題につき判断している場合などについては、仲裁判断の取消しの訴えが可能である（民訴法771条）。

(3) 仲裁鑑定 (pericia arbitral)

仲裁鑑定は、アルゼンチン法（特に民商法）上、特定の事実問題については仲裁人により決定されることが規定されている場合（例えば、商法476条による売買契約の対象商品の品質についての判断等）に強制されるものである（民訴法773条）。

判断の対象が事実問題に限定される点において、厳密にいえば仲裁とは異なるが、原則的に善と衡平による仲裁についての民訴法の規定が適用される。しかし、仲裁鑑定については、その取消しの訴えは認められない（民訴法773条）。

4. 仲裁機関

仲裁機関としては、常設仲裁機関であるアルゼンチン商業会議所（Cámara Argentina de Comercio）と、仲裁をも行う次の業界団体とがある。

- ・ブエノスアイレス市商業取引所（La Bolsa de Comercio de la Ciudad de Buenos Aires）
- ・輸出業会議所（Cámara de Exportadores）
- ・穀物輸出業センター（Centro de Exportadores de Cereales）

5. 仲裁契約

(1) 仲裁付託契約 (compromiso)

仲裁付託契約 (compromiso) は、当事者間に現に発生している紛争を仲裁により最終的に解決することを内容とする紛争当事者間の契約であり、現存する紛争についての仲裁契約である。この仲裁付託契約は、将来の紛争についての仲裁契約（契約中の仲裁条項の形をとることが多い）とは区別される。将来の紛争についての仲裁契約は、将来において当事者間に紛争が発生した場合に、その紛争を仲裁により最終的に解決することを内容とする契約である。

仲裁条項があっても、具体的に紛争が当事者間に発生し、それを仲裁により解決するためには、仲裁付託契約が必要となる⁽⁴⁾。

仲裁の対象となる紛争が当事者間において発生後、訴訟手続開始前であれば、その紛争につきもし訴訟手続が行われていれば取り扱う権限を有した裁判官の面前で、公正証書もしくは私文書により締結することができる（民訴法766条）。

訴訟手続開始後には、その紛争を現に取り扱っている裁判官の面前で、公正証書もしくは私文書により締結することができる（民訴法763条2項）。

仲裁付託契約の締結にあたっては、次の必要的記載事項または任意的記載事項を記載した公正証書または私文書が必要である（民訴法766、767条）。

（必要的記載事項）

- ① 契約日付
- ② 両当事者の表示と住所
- ③ 仲裁人の氏名および住所
- ④ 仲裁に付託されるべき紛争の内容
- ⑤ 一方の当事者が仲裁付託契約に違反した場合に支払うべき違約金（民訴法740条）

（任意的記載事項）

- ① 仲裁の種類と手続の詳細
- ② 仲裁手続の実施場所
- ③ 仲裁判断を行うべき仲裁地
- ④ 仲裁判断に対する不服申立の放棄

- ⑤ 仲裁判断に対する救済手続を放棄しているにもかかわらず、一方の当事者がその救済手続をとる場合に、法律の許容する範囲で支払われるべき違約金

(2) 仲裁条項

仲裁条項については、民訴法はなんらの要件も方式も規定していない。しかし、実務的にみて効果的な仲裁条項であるためには、次のような仲裁付託文言に加えて、下記のような事項についての追加約定を含むことが推奨されている⁽⁵⁾。

(仲裁付託文言)

Toda cuestión o divergencia, reclamación o duda que surga entre las partes, referida a la interpretación, ejecución o resolución de este contrato, o que en cualquier forma se relacione con el, directamente o indirectamente, sean solucionadas por medio de árbitros (de derecho o amigables componedores) de acuerdo al procedimiento establecido en los artículos del Código de Procedimiento.

(英訳) Any question or difference, claim or doubt which arises between the parties, concerning the interpretation, performance or cancellation of this contract, or relating in whatever form to it, directly or indirectly, shall be resolved by arbitration (arbitrators who decide according to the rules of law or amiables compositeurs) in accordance with the articles of the Code of Procedure.

(追加約定)

- ① 仲裁人の氏名または仲裁人の選任方法,
- ② 当事者の一方が仲裁付託契約に署名していないか、付託手続に参加していないくとも、管轄裁判所による仲裁判断の執行が認められるべきこと,
- ③ 仲裁地,

- ④ 仲裁手続のために選定した当事者の住所,
- ⑤ 当事者の承継人に対する仲裁条項の効力,
- ⑥ 仲裁に付託する紛争について認められる他の一切の法的手段の放棄,
- ⑦ 一方の当事者が仲裁条項に違反した場合に支払うべき違約金および仲裁判断に対する救済手続を放棄しているにもかかわらず、一方の当事者がその救済手続をとる場合に、法律の許容する範囲で支払わるべき違約金。

この他、ニューヨーク条約の適用を受けるためには、同条約2条2項の要件を満たす書面による合意であることが必要である。

(3) 紛争の仲裁適格性

民訴法764条は、当事者が和解することのできる全ての事項について仲裁適格性を認めている。しかし、民訴法737条は、公序に関する問題、家族法問題および商事に属さない物品または財産に関する問題についての仲裁を許容していない。

公序に関する問題には、破産、独占禁止、工業所有権、著作権、外資法に関連する問題を含んでいる⁽⁶⁾。また、政府の主権的行為の有効性または主権に基づいた権利の行使（例えば、公用徵収の有効性または国家に対し仲裁に付託することを認めている法律の違憲性）は、仲裁に付託することができないと考えられている⁽⁷⁾。

紛争の仲裁適格性が争われた場合、まず第一審裁判所において判断され、控訴、上告が許される。その間、仲裁手続は停止されないが、仲裁判断をすることはできない（民訴法752条）。

(4) 仲裁契約の効力

(i) 仲裁付託契約の効力

仲裁付託契約が存在するとき、仲裁に付託することに合意した事項につい

て当事者的一方より訴訟が提起された場合には、相手方の仲裁の抗弁があれば、訴訟手続は却下される⁽⁸⁾。

また、仲裁付託契約が存在するにもかかわらず、当事者的一方が、仲裁人の選定に応じない場合には、他の当事者は、裁判所に対して仲裁付託契約の承認を求め、その当事者の選定した仲裁人を選任してもらうことができる(民訴法742条)。

(ii) 仲裁条項の効力

民訴法778条は、将来において当事者間に紛争が発生した場合に、その紛争を仲裁により最終的に解決することを内容とする紛争当事者間の契約である将来の紛争についての仲裁契約(契約中の仲裁条項の形をとることが多い)の効力を認めている。したがって、仲裁条項が存在するにもかかわらず、当事者的一方が紛争の発生時に訴訟を提起した場合には、相手方が仲裁の抗弁を行うときには、訴訟手続を却下することになる。

また、仲裁条項が存在するにもかかわらず、当事者的一方が紛争の発生時に仲裁付託契約の作成に応じない場合には、他の当事者は、裁判所に対して、自己の作成した仲裁付託契約の承認を求めることができる⁽⁹⁾。

そして、その仲裁付託契約に基づく仲裁人の選任を裁判所に求め、仲裁手続を開始することができる。

(5) 仲裁条項の分離独立性

仲裁条項が、仲裁条項を含む主たる契約から独立しており、仲裁契約の有効性は主たる契約の有効性とは無関係であることは、一般的に認められている原則である⁽¹⁰⁾。

6. 仲裁人

仲裁人は仲裁裁判所を構成し、当事者から付託された紛争についての仲裁判断の作成を行う。

仲裁人についても、仲裁の種類に応じて、法律にしたがって行われる仲裁の仲裁人と善と衡平による仲裁の仲裁人（友誼的仲裁人）とが存在する。以下とくに断らない限り、仲裁人は両種の仲裁人の総称として使用する。

(1) 資格・選任・員数

仲裁人は、成人であることと公民権を有していることを要求される（民訴法770条2項）。しかし、仲裁人の国籍については制限はない⁽¹⁾。

仲裁機関を利用する場合には、当該仲裁機関の定める方法により、仲裁人の選任が行われる。

仲裁機関を利用しない場合には、当事者の合意した方法により仲裁人の選任が行われ、一般的な選任方法は、各当事者が1名の仲裁人を選定し、選ばれた2名の仲裁人の合意により第三仲裁人を選定することであるが、当事者の合意により第三仲裁人を選定する場合もある⁽²⁾。

また、各当事者が1名の仲裁人を選定し、選ばれた2名の仲裁人により仲裁手続を進めるが、両仲裁人の意見が一致しない事態が発生した場合に、両仲裁人の合意により第三仲裁人を選定するという方法も可能である（民訴法770条1項）。

当事者が仲裁人の選任をしない場合や合意ができない場合には、裁判所が仲裁人を選任する（民訴法742～743条）。仲裁人が辞任した場合や任務を履行しない仲裁人の後任についても同様である。

仲裁人の数については法律上の規定はない。

(2) 権限

仲裁人は、仲裁手続を取り進めて、仲裁判断を行う権限のほか、次の権限を有する。

- ① 当事者の明示的な授権があれば、契約の調整を行うことができる。
- ② 仲裁人の権限につき異議申立が行われた場合、仲裁人は、仲裁付託契約に照らして、自己の権限につき判断を行うことができる⁽³⁾。

(3) 忌避

法律にしたがって行われる仲裁の場合の忌避理由（民訴法746条）は、仲裁人の選定前または選定後に生じたかを問わず、裁判官の忌避理由と同一である。

善と衡平による仲裁の場合の忌避理由（民訴法768条）は、仲裁人選定後に生じた次の理由である；①当該紛争と直接、間接の利害関係があること、②当事者との間の家族関係の存在、③当事者に対する明らかな敵対的な態度の存在。

忌避手続は、仲裁人の選定後5日以内に、仲裁裁判所に対して仲裁人の忌避を申し立てるのが第1歩であり、仲裁裁判所が忌避の申立てを却下した場合には、当事者は5営業日以内に、第一審裁判所（その前で仲裁付託契約が作成されたか、作成されるはずであった裁判官）に、忌避の申立てをすることができるが、その裁判所の決定は最終であり、上訴はできない（民訴法18、747条）。

(4) 民事責任および刑事責任

民事において、仲裁人は、その職務を怠ったり、当事者により定められた期限内に仲裁判断を行えない場合には、仲裁人報酬を請求する権利を失うばかりでなく、損害賠償の責任を負う（民訴法745、756条）。

刑事において、仲裁人は、紛争解決を律する明示的な法律の規定に反して決定を行った場合には、刑事责任を負うことがある（刑法269条）。

(5) 報酬

仲裁人の報酬は、当事者間の別段の合意がない限り、管轄裁判所により、裁判手続における弁護士報酬を基準に決定され、係争金額の11～20%の金額となる¹⁴⁾。

7. 仲裁手続

(1) 仲裁地

当事者は、仲裁付託契約において、仲裁地を指定することができる。当事者が指定しなかった場合には、仲裁付託契約の締結地が仲裁地になるものと一般的には考えられている。仲裁地につき紛議が生じたときは、その決定を当事者から仲裁人が授権されれば、仲裁人が指定することができる。しかし、仲裁人に対して授権されていない場合には、管轄裁判所がこれを決定する¹¹⁹。

(2) 審理

法律に従って行われる仲裁の審理においては、当事者は仲裁手続に関する事項を自由に定めることができるので、仲裁条項、仲裁付託契約またはその後の契約により、当事者が仲裁手続に関する事項を定めているときには、仲裁人はそれに従わなければならない。

当事者による指定がない場合には、紛争の性質や重要性を考慮して、通常の訴訟手続規則または略式手続規則のいずれかを適用しなければならない。そして、この決定は最終的であって、当事者は不服申立をすることはできない（民訴法778条）。

善と衡平による仲裁の審理においては、当事者は仲裁手続に関する事項を自由に定めることができるので、仲裁条項、仲裁付託契約またはその後の契約により、当事者が仲裁手続に関する事項を定めているときには、仲裁人はそれに従わなければならないことは、法律に従って行われる仲裁の場合と同様である。しかし、当事者による指定がない場合には、仲裁人は全く自由に仲裁手続を指揮することができる（民訴法796条）。

(3) 議長

複数の仲裁人で仲裁裁判所が構成される場合には、議長を選任しなければ

ならず、議長は仲裁の審理を指揮し、手続問題については単独で決定することができる（民訴法777条）。

(4) 証拠

仲裁人には、証人を召喚する権限はなく、管轄裁判所の協力をえなければならない。裁判所の召喚命令にもかかわらず証人が出頭しない場合には、法廷侮辱となる（民訴法436条）。出頭した証人に対しては、仲裁人は、証人が宣誓することまたは真実を告げることを約束することを義務付けることができる。

複数の仲裁人で構成される仲裁裁判所の場合、証人調べを仲裁人中の1名に委嘱することができる（民訴法777条）。

仲裁人は、証拠の提出を強制する権限を有しないので、証拠の提出を求める必要がある場合には、管轄裁判所に依頼しなければならず、仲裁人の依頼があれば、裁判所は、当事者または第三者に対して証拠の提出を命ずる義務がある（民訴法388条）。証拠の提出を怠った当事者に対しては、不利益な推定がなされる。

(5) 保全手続

仲裁手続前または手続中に、当事者の要請により、管轄裁判所は、中間的保全措置を認めるが、仲裁人自身に中間的保全措置を命ずる権限があるかという問題については議論があり、明確ではない⁽¹⁶⁾。

紛争金額の保証または仲裁費用のための銀行保証についての中間的保全措置も可能である⁽¹⁷⁾。

(6) 代理人／補佐人、鑑定人

当事者は、仲裁手続につき代理人を指名することができるが、代理人は、公証人の面前で作成された委任状を提示することが必要である。また、当事者は、弁護士の補佐を受けることもできる。

紛争の解決に特定の分野の専門的な知識を必要とするときは、仲裁裁判所はその判断により、または一方の当事者の請求により、鑑定人を指定し、必要な事項についての口頭または書面による鑑定を命ずることができる。

当事者は、相当な理由がある場合には、鑑定人を忌避することができる。また、鑑定人が期限までに鑑定を行わない場合には、鑑定人を解任することができる⁽¹⁸⁾。

(7) 当事者の欠席

当事者が適正な通知を受けながら仲裁審問に出席しない場合の措置につき、法律上の規定はない。しかし、仲裁付託契約において、この場合の措置についての仲裁人の権限を明確に規定してあれば、仲裁裁判所は、懈怠による当事者の欠席を宣告し、これを欠席した当事者に通知した上で、当事者の欠席のまま審理を進めることができる。

(8) 仲裁手続中の和解

当事者は、仲裁手続中に和解をすることができ、和解の内容を仲裁判断とするよう仲裁人に請求することができる。しかし、仲裁人がその請求を認めかねるかどうかは、仲裁人の裁量である⁽¹⁹⁾。

(9) 費用

仲裁人は、いずれの当事者が仲裁費用を負担すべきかを判断するが、原則は、敗訴した当事者が仲裁費用を全額負担することになる。仲裁付託契約の作成に協力しなかった当事者も、費用を負担する責任がある⁽²⁰⁾。

8. 仲裁判断

仲裁人は、付託された紛争のすべてにつき判断を行った最終仲裁判断を作成するのが原則である。

しかし、仲裁手続に関連して生じた付隨的問題や、当事者による授権がある場合には、紛争の一部についての中間仲裁判断を行うことも可能である⁽²¹⁾。

仲裁人が複数の場合には、決定は多数決による。多数決が得られないときには、当事者または管轄裁判所が、もう1名の追加仲裁人を選任する（民訴法787条2項）。

(1) 準拠法

法律にしたがって行われる仲裁の場合、国内仲裁は、アルゼンチン法を適用しなければならない。

国際仲裁は、アルゼンチン法と公序良俗に反しない限度において、当事者の指定した準拠法により、当事者の指定がない場合には、アルゼンチン国際私法により指定される準拠法を適用しなければならない。

善と衡平による仲裁の場合、仲裁人は法律を適用する必要はない。

(2) 作成期限

法律にしたがって行われる仲裁の場合、当事者が仲裁判断の作成期限を定めているときには、その期限内に仲裁判断を作成しなければならない。仲裁人の交替を必要とするときには、交替のための期間、期間の進行は停止する。また、当事者の一方の不出頭の場合には、期間は30日間延長されたものとみなされる。更に、仲裁判断の遅延が仲裁人の責任によるものでないときには、管轄裁判所に対して、期間の延長を申請することができる⁽²²⁾。

善と衡平による仲裁の場合、当事者が期限を定めていない場合には、仲裁への就任を受諾した日から3カ月以内に仲裁判断を作成しなければならない。

(3) 形式

法律にしたがって行われる仲裁の場合、仲裁判断は、書面により、かつ、理由を記載することが要件とされる。しかし、民訴法は、仲裁判断が公証さ

れることを要件としていない⁽²³⁾。仲裁判断については、仲裁人全員の署名は必要ではなく、過半数の署名があれば足りる⁽²⁴⁾。仲裁人は、署名を拒否できるが、職務懈怠による民事責任を免れない。反対意見の表示も認められる（民訴法757条）。

善と衡平による仲裁の場合、仲裁判断は、書面によることが必要であるが、理由を記載することは要件ではない。

(4) 送達／登録

仲裁判断は、当事者に送達されなければならない。しかし、仲裁判断を裁判所に登録したり、預託することは義務付けられていない⁽²⁵⁾。

(5) 執行

管轄裁判所において、執行手続を行い、執行判決を取得することにより強制執行が可能である。裁判所は、仲裁判断の内容を審査することなく、ほとんど自動的に執行を許可している。

(6) 公表

仲裁判断は、原則として、公表されない。当事者の一方が公表を望むときには、発表したい定期刊行物に自費で掲載してもらうことはできる⁽²⁶⁾。

9. 救済方法

(1) 仲裁判断に対する不服申立

法律にしたがって行われる仲裁の仲裁判断においては、当事者が仲裁付託契約において不服申立を放棄していない限り、判決に対する不服申立と同様の不服申立を提起することができる（民訴法785条）。不服申立の手続は、その紛争が仲裁に付託されなかった場合にこれを裁判することになっていた裁判所よりも1級上の裁判所が担当する。

善と衡平による仲裁の仲裁判断においては、不服申立は認められない（民訴法798条1項）。

(2) 仲裁判断の取消し

仲裁判断に対する救済方法を放棄した場合でも、次の仲裁判断の取消理由があれば、仲裁判断の取消しの訴えを提起することができる（民訴法788条）。

- ① 仲裁手続における基本的瑕疵，
- ② 仲裁判断がその期間満了後になされたこと，
- ③ 仲裁判断に、仲裁付託の範囲外の争点についての判断が含まれていること。

(3) 仲裁判断の執行に対する救済

仲裁判断の執行命令に対しては、不服申立をすることができる。

10. 外国仲裁判断の承認および執行

アルゼンチンは、ニューヨーク条約に1988年加盟し、1989年6月12日に発効したので、同条約の対象となる外国仲裁判断は、同条約に規定する手続にしたがって、その執行を連邦裁判所に請求し、同条約の認める執行拒否理由がなければ、その執行が認められる。

二国間条約（例えば、日本国とアルゼンチン共和国との間の友好通商条約）による場合、当該条約の規定する要件と手続をみたすことにより、連邦裁判所により執行が認められる。

その他外国仲裁判断は、国際条約によらなくても、アルゼンチンにおいて執行可能であるが、その場合には、外国判決と同様に取り扱われ、外国判決の執行の要件をみたせば、その執行が認められる。

II ブラジルの商事仲裁制度

1. 仲裁法の法源

(1) 国内法

仲裁に関する成文法の規定は、1973年に改正の現行民事訴訟法や1916年民法等にみられるところである。

民訴法は、1072条から1102条が、民法は、1037条から1048条が、仲裁に関する事項を規定している。

(2) 国際条約

ブラジルが批准している仲裁関連国際条約は、1923年仲裁条項に関する議定書（通称ジュネーブ議定書）のみである。そして、1923年3月22日に国内手続を完了して発効している²⁷⁾。

国内手続を完了して発効した国際条約は、多数説によると、国内法に優先する効力を有することになっているが、裁判所により、ジュネーブ議定書が適用された事例はないと報告されており²⁸⁾、本条約は実質的には効力を有しないのに等しいようである。

2. 仲裁契約

(1) 仲裁付託契約

当事者間に現に存在する紛争を仲裁により解決することについての契約である仲裁付託契約は、訴訟手続中に裁判官の面前または裁判所において調書に記載して締結される場合と、当事者間の私的契約として、公正証書または両当事者と2名の証人により署名された私署証書の形で締結される場合があ

る（民訴法1073条）。

必要的記載事項は以下のとおりである（民訴法1074条）。

- ① 当事者の氏名、職業および住所、
- ② 仲裁人およびその補欠者の氏名、職業および住所、
- ③ 係争金額を含め紛争の詳細、
- ④ 鑑定人報酬及び仲裁手続費用の支払債務の負担文言。

必要的記載事項を欠く仲裁付託契約は無効であるが、当事者が無効の主張をすることなく仲裁手続に参加したときには、無効原因は治癒され、主張できなくなる。

任意的記載事項は以下のとおりである（民訴法1075条）。

- ① 仲裁判断の作成期限、
- ② 仲裁判断に対する不服申立ての放棄、
- ③ 不服申立ての放棄にもかかわらず、当事者の一方が不服申立てを行った場合に相手方に支払うべき違約金の金額（民訴法1039条により係争金額の3分の1を超えることはできない）、
- ④ 法律の規定に留意することなく、衡平の原則により仲裁判断を行うことについての仲裁人への授權文言、
- ⑤ 仲裁人間に意見の相違がある場合に、当事者が第三仲裁人を選任しないときには、仲裁人にその選任を授權すること、
- ⑥ 仲裁人の報酬およびその負担割合。

(2) 仲裁条項

当事者間の将来の紛争を仲裁により解決することについての当事者間の契約は、主たる契約の中の一条項という形をとる場合が多いので仲裁条項と称されるが、独立した契約としての形をとることも可能である。本章では、便宜上、両者を仲裁条項と総称する。

民訴法や民法には、仲裁条項に関する規定は存在しないが、ジュネーブ議定書と1976年有限会社法（1976年12月7日法律6085号）には、仲裁条項に関する

る規定が存在する。

(3) 紛争の仲裁適格性

当事者は、法律が和解による解決を認めている当事者の権利に関する法律事項または非法律事項を仲裁に付託することができる（民訴法1072条）。

仲裁適格性を有しない紛争の主たるものは、商事に属しない事項、個人の身分、国家（商事に関係する場合を除き）および親族関係のように契約の対象となしえない権利、ならびに公序に関する事項が挙げられる。工業所有権ならびに著作権は、契約の対象となし得るので、これらの権利に関する紛争は、仲裁適格性があると考えられるが、破産に関する事項は仲裁適格性を有しない⁽²⁹⁾。

仲裁手続において、対象となる紛争の仲裁適格性が争われる場合には、仲裁人は、仲裁手続を中断し、当事者に対して、問題を管轄裁判所に付託するよう命じなければならない（民訴法1094条1項）。

(4) 仲裁契約の効力

仲裁付託契約は次の効力を有する。

- ① 仲裁付託契約の内容にしたがって仲裁裁判所が構成される。
- ② 管轄裁判所の管轄の喪失。

したがって、仲裁付託契約に反して訴訟が提起された場合、相手方が、本案の審理前に、仲裁付託契約の存在を援用するときは、裁判所は訴えを却下しなければならない。しかし、裁判所が、相手方の援用がないのに職権で訴えを却下することはない（民訴法301条）。

また、すでに訴訟係属中であっても、仲裁付託契約が成立すれば、訴訟手続はいかなる審級にあるとを問わず、訴訟手続は中断され、訴訟記録は仲裁裁判所に回付される（民訴法1035条）。

(5) 仲裁条項の効力

ブラジル法の下においては、仲裁条項が存在しても、具体的な紛争が当事者間に発生した際には、当事者間で改めて仲裁付託契約を締結しない限り、当事者は、管轄裁判所において訴訟を受ける権利を失わない。

したがって、仲裁条項に違反して、相手方が訴訟を提起しても、仲裁の抗弁を行い、訴訟手続を中断し、仲裁手続を強制することはできない。仲裁条項の違反による損害の発生が立証できれば、損害賠償請求は可能である。

仲裁条項が涉外的な要素を含む場合には、仲裁条項の準拠法も契約の準拠法の一環として当事者が自由に選択できるところであり、仲裁条項の準拠法によって仲裁条項の効力は決定され、仲裁条項の準拠法が外国法であれば、上記の結論は異なってくる場合もあり得るところである。

しかし、裁判例においては、仲裁条項の効力は手続問題として法性決定され、常にブラジル法によって決定されているとの指摘がある³⁰⁾。

また、ブラジルは、ジュネーブ議定書を批准し国内手続も完了しており、国内手続を完了して発効した国際条約は、多数説によると、国内法に優先する効力を有することになっている。したがって、ジュネーブ議定書の適用を受ける仲裁条項については、その効力が認められるべきところである³¹⁾。しかし、裁判所により、ジュネーブ議定書が適用された事例はないと報告されており³²⁾、ジュネーブ議定書を根拠に仲裁条項の効力を主張することも理論的にはともかく、実務上は困難とみられる。

こうした事情にもかかわらず、仲裁条項は実務的には広く使用されているようであるが、その場合には、仲裁条項の不履行に備えて、不履行の際の確定損害賠償額を仲裁条項中に規定しておくといった工夫が行われているようである³³⁾。

(6) 仲裁付託契約の失效

仲裁付託契約は、次の場合にはその効力を失う（民訴法1077条）。

- ① 仲裁人が指名を辞退し、それに代る仲裁人をえられない場合、

- ② いずれかの仲裁人の死亡または懈怠のため、仲裁判断のための票決が不可能となり、それに代る仲裁人がえられない場合、
- ③ 仲裁付託契約に規定された仲裁判断の作成期限を徒過した場合、
- ④ いずれかの当事者が死亡し、かつ、その承継人が仲裁の当事者となる能力を有しない場合、
- ⑤ 2名の仲裁人が、第三仲裁人の選定につき合意に至ることができない場合。

(7) 仲裁条項の分離独立性

仲裁条項が存在しても、仲裁手続を開始するためには、仲裁付託契約が必要とされるので、仲裁付託契約の締結時に仲裁条項の有効性が問題となれば、仲裁付託契約は成立せず、訴訟で紛争の解決をはからなければならない。また、仲裁付託契約が有効に締結された以上、その後に仲裁条項の有効性を争う必要はない。

したがって、ブラジル法の下においては、仲裁条項の分離独立性が問題となる余地はないと考えられる。

3. 仲裁人

(1) 仲裁人と第三仲裁人

仲裁人の員数は奇数でなければならないが、全員が仲裁人である場合と、仲裁人が3名以上である場合に、そのうちの1名が第三仲裁人にあらかじめ指名されていることがある。

仲裁人は複数の場合には、多数決により票決を行うが、1名が第三仲裁人に指名されているときには、第三仲裁人は最初からは審理に参加せず、残りの偶数の仲裁人の票決が賛否同数で決定できないときに、はじめて招致され、その判断によって決定されることになる。

(2) 資格・選任・員数

次の者を除き、当事者の信任を受けたものは仲裁人となることができ、外国人であっても問題はない（民訴法1079条）。

- ① 無能力者、
- ② 文盲の人、
- ③ 偏頗の疑いのある者、
- ④ 事件の当事者、
- ⑤ いずれかの当事者の法律顧問となったことのある者、または、当該事件に関し証言をしたことのある者、
- ⑥ 当該事件につき、既に裁判官として判決をなしたことのある者、
- ⑦ いずれかの当事者の法律顧問の配偶者または3親等以内の親族、
- ⑧ 当事者が法人である場合には、その取締役であった者。

仲裁人の選任は、仲裁付託契約の締結によってなされる。仲裁人の選任については、次の方法がある。

- ① 当事者が、仲裁付託契約により奇数の仲裁人を合意により選任する方法、
- ② 各当事者が、各々同数の仲裁人を選任した上で、更に1名の第三仲裁人を当事者の合意によって選任する方法、
- ③ 各当事者が、各々同数の仲裁人を選任したのみで、当事者が仲裁付託契約で第三仲裁人を選定せず、仲裁人にその選定を授權する方法；しかし、この方法では、仲裁人が第三仲裁人の選定につき合意に達しない場合には、仲裁付託契約が失効する、
- ④ 仲裁人の選任を常設仲裁機関に依存する方法；この場合には、後に常設仲裁機関により選任される仲裁人の氏名をもって、仲裁付託契約を補充することについての合意を仲裁付託契約に記載すれば足りる。

仲裁人は、その選任に応ずる場合は、仲裁付託契約に署名しなければならない。この要請に10日以内に応じないときは、就任を拒否したものとみなされる（民訴法1080条）。

仲裁人は、1名または複数選任することができるが、総数が奇数でなければならない（民訴法1076条）。

(3) 仲裁人の権限

仲裁人は、仲裁手続を取り進めて仲裁判断を行う権限のほか、次の権限を有する。

- ① 仲裁付託契約において授権されている場合には、仲裁人は、仲裁条項を含む主たる契約の有効性についても判断することができる。しかし、仲裁判断に対する不服申立が放棄されているときでも、この仲裁人の判断については、当事者は、裁判所の判断を求めることがある⁽³⁴⁾。
- ② 仲裁付託契約において授権されている場合には、仲裁人は、自己の権限についての判断を行うことができる。したがって、仲裁付託契約自体の有効性、付託された問題が仲裁付託契約の範囲内であるかについて判断することができる⁽³⁵⁾。
- ③ 仲裁付託契約において授権されている場合には、契約内容の追完を行ったり、契約の調整を行うことができる⁽³⁶⁾。
- ④ 仲裁人には保全のための措置を命ずる権限はない。
- ⑤ 仲裁人は、必要と判断する場合には、当事者に対して仲裁手続費用を預託すべきことを命ずる命令の発令を、裁判官に要請することができるが、自ら命令を発する権限はない。

(4) 忌避

仲裁人の選任のときに当事者が知らなかったもので、裁判官の忌避理由と同様な理由があれば、仲裁人の忌避を申し立てることができる。

仲裁人の忌避手続は、当該仲裁事件の仲裁判断を承認する権限を有する裁判官に申し立てなければならない（民訴法1079条）。

当事者は、忌避の理由の存在を知ったならば、直ちに忌避の申立てをしなければならない。後日に、その忌避理由をもって申し立てることはできない。

ただし、公序に関する忌避理由については、いつの時点でも申し立てることができるし、仲裁人の選任以前にすでに生じていたものであっても妨げない。

(5) 民事責任

仲裁人は、次の場合には、その損害に対して賠償責任を負う（民訴法133条、1082条、1083条）。

- ① 仲裁付託契約で規定された仲裁判断の作成期限内に仲裁判断を行わないとき、
- ② 仲裁人が正当な理由なくして辞任したとき、
- ③ 仲裁人が重大なる過失または詐欺を犯したとき、
- ④ 任務の遂行に際して、職務または当事者の申立てによりとるべき措置をとることを、正当な理由なくして、拒否し、怠り、または遅らせたとき。

(6) 報酬

仲裁人の報酬が、仲裁付託契約で規定されている場合には、その全額を敗訴した当事者が負担する。

仲裁付託契約において仲裁人報酬が規定されていない場合には、仲裁人は、裁判官に対して報酬の決定を申請しなければならない（民訴法1084条）。その場合、仲裁人報酬は、仲裁判断で支払を命ぜられた金額の10～20%の間で決定され（民訴法20条）、この金額を敗訴した当事者が負担する。

4. 仲裁手続

(1) 仲裁地

当事者は、仲裁付託契約において、自由に仲裁地を選定することができる。当事者が選定しなかった場合には、仲裁付託契約の締結地が仲裁地となる⁽³⁷⁾。

(2) 審理

当事者は、仲裁手続につき、仲裁付託契約において、自由に定めることができるし、また、仲裁人の決定に委ねる旨を規定することも可能である（民訴法1091条）。

当事者が、仲裁手続につき仲裁付託契約において、上記のいずれによるのかを明確にしていない場合には、次の原則が適用される（民訴法1091条）。

- ① 各当事者は、仲裁人により指定された期間（ただし、20日を超えることはできない）内に、その主張および書証を提出しなければならない。
- ② 各当事者は、仲裁人により指定された期間（ただし、20日を超えることはできない）内に、相手方の主張に対するそれぞれの答弁を行うことができる。
- ③ 各当事者の主張、答弁および書証は、各仲裁人および相手方当事者に配布しなければならない。

(3) 証拠

証拠調べが必要とされる場合には、仲裁人は審問の開催を決定する（民訴法1092条）。そして、証人尋問は、訴訟手続における証人尋問の規定にしたがって行わなければならない（民訴法416条）。

審問においては、仲裁人は、証人を尋問することはできるが、証人の出頭を強制することはできない（民訴法1086条）。証人の出頭を必要とする場合には、当該事件についての仲裁判断を承認する権限を有する裁判官に対し、かかる証人に対して出頭を命ずるように要請を行うことになる（民訴法1087条）。

ブラジル法の下においては、証人の宣誓という制度はない。しかし、証人が、証言を拒否し、真実を隠ぺいし、または虚偽の証言を行った場合には、刑事罰の対象となる（民訴法415条）。

(4) 保全手続

仲裁人には保全のための措置を命ずる権限はない。その必要がある場合に

は、当該事件についての仲裁判断を承認する権限を有する裁判官に対し、かかる保全措置を命ずるよう要請しなければならない（民訴法1086条Ⅱおよび1087条）。

(5) 代理人／補佐人、鑑定人

仲裁手続における弁護士による代理は、法律上は義務付けられていないが、実際には、弁護士による代理が行われている。また、補佐人についても法律上の制約はない。

仲裁人は、必要な場合には、鑑定人の援助を要請することができる。また、当事者も、仲裁人に対して、鑑定人を選任するよう申請することができる（民訴法1086条）。

鑑定人の意見は、両当事者に開示されることが必要であり、また、当事者が鑑定人の意見について説明を求めた場合には、鑑定人は、審問の場で説明を行わねばならない。

(6) 当事者の欠席

仲裁付託契約に基づいて仲裁手続が開始されたにもかかわらず、当事者の一方が審理に欠席する場合には、仲裁人は、懈怠による欠席を宣告することができる。その結果、当事者の一方が欠席したままなされた仲裁判断も、欠席した当事者に対して効力を有する。

(7) 仲裁手続中の和解

当事者は、仲裁手続の途中であっても、和解をすることができる。その場合には、仲裁人は和解の内容を仲裁判断としなければならない³⁸。

(8) 費用

仲裁手続に要した費用は、敗訴した当事者の負担となる（民訴法1074条、20条）。仲裁人は、必要と判断する場合には、当事者に対して仲裁手続費用を

預託すべきことを命ずる命令の発令を、裁判官に要請することができる。

5. 仲裁判断

中間仲裁判断や一部仲裁判断は認められていない。付託された紛争全部についての最終仲裁判断のみがブラジル法の認めるところである。

仲裁人が複数の場合には、多数決により票決を行うが（民訴法1093条）、1名が第三仲裁人に指名されているときには、第三仲裁人は最初からは審理に参加せず、残りの偶数の仲裁人の票決が賛否同数で決定できないときに、はじめて招致され、その判断によって決定されることになる。

（1）準拠法

国内仲裁においては、仲裁人は、法律に基づき仲裁判断を行うのが原則である（民訴法1078条）。しかし、当事者が、仲裁付託契約において、衡平の原則に基づき判断する権限を仲裁人に与えているときには、仲裁人は法律に拘束されない（民訴法1075条および民法1040条）。しかし、衡平の原則に基づき判断を行ったものであることを、仲裁判断に明示しておくことが必要である（民訴法1095条）。

ブラジルで行われる渉外的要素を含む国際仲裁の場合、仲裁人は、ブラジルの国際私法により準拠法を決定して、紛争の実体問題についてはその準拠法を適用して判断を行わなければならない。しかし、当事者が、仲裁付託契約において、衡平の原則に基づき判断する権限を仲裁人に与えているときには、仲裁人は法律に拘束されないので、上記の準拠法には拘束されい。

（2）作成期限

仲裁付託契約中に作成期限の定めがある場合、仲裁人は、この期限内に仲裁判断を作成しないと、仲裁付託契約が失効してしまうことになる。仲裁人が正当な理由なくこの期限を守らないときには、民事上の損害賠償責任を負

う。

仲裁付託契約中に作成期限の定めがない場合、当事者により最終の準備書面が提出された後20日以内に、仲裁判断を作成しなければならない（民訴法1091条、1093条）。

(3) 形式

仲裁判断は、書面により、仲裁人全員の署名がなされることが必要である。仲裁人の1人の署名拒否は、仲裁判断の成立を妨げ、仲裁判断の承認を妨げる理由となる⁽³⁹⁾。

必要的記載事項は次のとおりである（民訴法1095条）。

- ① 当事者の氏名または名称,
- ② 仲裁付託契約書の内容,
- ③ 仲裁に付託された事項の内容,
- ④ 判断の理由,
- ⑤ 判断の主文,
- ⑥ 仲裁人の署名の年月日および場所。

少数意見の仲裁人は、その意見を仲裁判断に添付することができる（民訴法1093条2項）。

(4) 送達／預託

仲裁判断は、そのための特別の審問において、当事者に告知される。書記が、各当事者に仲裁判断の謄本1通を交付する。そして、5日以内に、書記は、仲裁判断を承認する権限のある裁判所の事務局に、仲裁判断を含む当該仲裁事件に関する全ての書類を預託しなければならない（民訴法1096条）。

(5) 裁判所による承認

仲裁判断は、州の裁判所による執行の確認または承認（homologação）を得なければならない。

仲裁判断が裁判所に預託されると、仲裁に付託されなかつたならば同事件を処理したと考えられる裁判官が、当事者に10日以内に仲裁判断に対する意見の提出を求め、その上で、仲裁判断の承認の可否を決定する。

裁判官は、職権により調査を行い、民訴法1100条に規定されている仲裁判断の無効原因があると判断した場合、または、仲裁判断が公益に反する場合には、承認が与えられない。

仲裁判断の承認がなされると、仲裁判断は判決と同一の効力を有し、執行手続をとるための執行証書が与えられ（民訴法1097条）、執行することができる（民訴法1045条）。

(6) 仲裁判断の無効原因

仲裁判断の無効理由は次のように規定されている（民訴法1100条）。

- ① 仲裁付託契約の無効，
- ② 仲裁付託されていない事項についての判断が行われている場合，
- ③ 仲裁に付託されたすべての事項についての判断が行われていない場合，
- ④ 仲裁人がその資格を欠く場合，
- ⑤ 法律上または契約上の定めに反した方法で仲裁人の選任が行われた場合，
- ⑥ 仲裁人が、仲裁付託契約においてその旨の規定がないにもかかわらず、善と衡平による判断を行った場合，
- ⑦ 仲裁判断が、形式要件を欠いている場合，
- ⑧ 仲裁判断が、作成期限後に作成された場合。

(7) 公表

ブラジルでは、仲裁判断の公表は行われていない⁽⁴⁰⁾。

(8) 仲裁判断の取消し

仲裁判断の承認が行われた場合に、これに不服の当事者は、承認判決後15日以内に、上級裁判所に対して仲裁判断取消しの訴えを提起しなければならない。

上級裁判所が、仲裁判断の無効原因（民訴法1100条）が存在すると判断した場合には、仲裁判断は失効し、さらに次の原因による失効の場合には、仲裁人に差し戻され、新たな仲裁判断を行うことが求められる。

- ① 仲裁付託されていない事項についての判断が行われている場合、
- ② 仲裁に付託されたすべての事項についての判断が行われていない場合、
- ③ 仲裁人が、仲裁付託契約においてその旨の規定がないにもかかわらず、善と衡平による判断を行った場合、
- ④ 仲裁判断が、形式要件を欠いている場合。

上級裁判所が、仲裁判断につき無効原因なしと判断した場合、仲裁付託契約中において仲裁判断に対する不服申立を放棄していたにもかかわらず、不服申立をしたときには、不服申立をした当事者は、仲裁付託契約中に規定した違約金を支払わねばならないことになる。

6. 外国仲裁判断の承認および執行

ブラジルは、外国仲裁判断に関連する条約には加盟していない。したがって、国際条約による外国仲裁判断の承認および執行という問題は、現状では問題になる余地がない。

国際条約によらない外国仲裁判断の承認の問題につき管轄を有する裁判所は、連邦最高裁判所である（憲法119条(1)）。外国仲裁判断が、外国判決と同様に次の要件⁽⁴¹⁾【最高裁判所内部規則215—24条に規定される】をみたす場合には、承認される⁽⁴²⁾。

- ① 外国仲裁判断が、仲裁地の法令に従いその執行のために必要とされる方式に合致すること、

- ② 外国仲裁判断を作成した仲裁裁判所が、仲裁地の法令に従い、対象とする紛争および当事者につき権限を有すること、
- ③ 外国仲裁判断が、当事者の一方が欠席のままなされたものでないこと
(外国仲裁判断の執行に際しては、その仲裁判断が、当事者の一方が欠席のままなされたものである場合には、執行拒否理由となるし、それを理由に執行を拒否した連邦最高裁判決がある)⁽⁴³⁾
- ④ 外国仲裁判断が、最終的であること、
- ⑤ 外国仲裁判断が、ブラジルの公序に反しないこと、
- ⑥ 外国仲裁判断が、ブラジルの領事によって認証され、公の翻訳が添付されていること。

①および②の要件については、仲裁地の裁判所による執行命令の提出を命じているものと解されている。

連邦最高裁判所により外国仲裁判断が承認された場合には、管轄裁判所において執行を求めることができる。

III メキシコの商事仲裁制度

1. 仲裁法の法源

(1) 国内法

メキシコは連邦制国家であり、国内法としては連邦法と州法とが存在する。仲裁に関する連邦法については、商法典に規定があるほか、連邦民事訴訟法に規定がみられる。商法典中の仲裁に関する規定は、UNCITRAL 模範法を採用して1989年に改正が行われている。⁽⁴⁴⁾

仲裁に関する州法は、大部分が連邦法と同様な内容となっている⁽⁴⁴⁾。

(2) 国際条約

メキシコは、1971年にニューヨーク条約を、1979年にパナマ条約に加盟、批准している。上院により批准された条約は、国内法に優先する効力を有している。⁽⁴⁵⁾

2. 仲裁機関⁽⁴⁶⁾

(1) メキシコ市全国商業会議所 (Cámara Nacional de Comercio de la Ciudad de Mexico) : 国内仲裁規則と国際仲裁規則とを制定しており、国内および国際仲裁の両者につき常設仲裁機関として機能している。

(2) 米州商事仲裁委員会メキシコ支部 (Mexican Section of the Inter-American Commission on Commercial Arbitration (IACAC)) : パナマ条約に基づき設立された米州商事仲裁委員会のメキシコ支部は、国際事件につき米州商事仲裁委員会仲裁規則 (UNCITRAL 規則を一部修正したもの) を使用して仲裁を実施している。

(3) メキシコ商事仲裁センター (CEMAC) : 国内の主要な商工業業界団体で構成されており、独自の仲裁規則を使用して仲裁を実施している。

3. 仲裁契約

(1) 仲裁付託契約

当事者間で存在する紛争を仲裁により解決することについての契約である仲裁託契約は、次の必要記載事項を含み、公証人の面前でまたは裁判所において、作成され認証を受けることが必要である (商法典1052条1項)。

- ① 当事者の氏名、名称、
- ② 当事者の資格、
- ③ 契約の性質、
- ④ 当事者の住所、

- ⑤ 従うべき仲裁手続,
- ⑥ 仲裁の対象事項,
- ⑦ 除外される立証方法,
- ⑧ 法律により認められる範囲において放棄される救済方法,
- ⑨ 仲裁人の氏名。

万一、仲裁人の氏名がないときには、当事者はその選定を管轄裁判所の裁判官に委ねたものとみなされる（民訴法616条2項）

(2) 仲裁条項

当事者間の将来の紛争を仲裁に付託して解決することの合意を内容とする独自の契約も、契約中に挿入され当該契約に関連する将来の紛争を仲裁に付託して解決するとの内容を記載した仲裁条項も、いずれも書面によつてれば、仲裁契約として有効であり、この場合の書面としては、交換された文書、テレックス、電信その他これに類するものが含まれる（商法典1415条）。これら両者を、便宜上、本章では、仲裁条項と称する。

(3) 仲裁契約能力

公民権を全面的に行使できる者は、仲裁契約を締結することができる（民訴法612条1項）。破産管財人は、関係債権者全員の承認をえなければならぬ（民訴法614条）。

また、公法人についても、仲裁地の国内外を問わず仲裁契約の締結を禁止する規定はない⁽⁴⁷⁾。

(4) 紛争の仲裁適格性

公序に関する問題、家族法問題および商事に属さない物品または財産に関する問題についての仲裁は許容されていない（民訴法737条）。

また、扶養、離婚（純然たる金銭問題を除く）、結婚および自然人の私法上の地位についての仲裁は許容されないとしている（民訴法615条）。

特許、商標、技術援助に関する契約は、その仲裁条項が、紛争の実体に対するメキシコ法の適用を規定したものでない限り、特許庁（National Registry）はその登録を認めない（技術移転ならびに特許および商標の使用および開発の管理および登録に関する法律16条4項）。したがって、特許、商標、技術援助に関する契約についての紛争は、紛争の実体に対してメキシコ法を適用する場合にのみ仲裁適格性を持ちうことになる⁴⁸。

(5) 仲裁契約の効力

仲裁付託契約が締結され、仲裁手続が開始されているにもかかわらず、同一紛争につき訴訟手続が開始された場合には、その訴訟手続を排除する効力を有する（民訴法620条）。

また、仲裁条項についても、同様の効果を認めている（商法典1427条）。

(6) 仲裁契約の分離独立性

仲裁付託契約の分離独立性は完全に認められており、主たる契約の無効が主張されても、仲裁付託契約の効力は影響を受けない。

仲裁条項についても、裁判所は、主たる契約に欠陥がある場合でも、仲裁人は仲裁条項の効力について判断する権限があると判示しており、分離独立性を認めているということができる⁴⁹。

4. 仲裁人

(1) 資格・権限・員数・選任

仲裁人については、裁判官と同様な忌避理由が適用されることから（民訴法623条）、裁判官の忌避理由（民訴法170条）を考慮すれば、仲裁人は、当事者といかなる関係をも持っていてはならず、また、当該紛争にいかなる利害関係をも有してはならない、すなわち、仲裁人は公平であることが資格ということになる⁵⁰。

外国人の仲裁人への就任については、これを規制する規定はみられないので、問題ないものと考えられる。とくに、パナマ条約の適用ある仲裁については、問題ないことは明白である（同条約2条）。

仲裁人は、仲裁手続を取り進めて仲裁判断を行う権限のほか、仲裁契約の有効性ならびに仲裁人の権限（管轄）についての判断を行う権限を有している。しかし、仲裁人は、当事者の代理人とはみなされないので、当事者の締結した契約に新しい条項を追加する権限は認められない⁵¹⁾。

仲裁人の員数は当事者が、仲裁契約において、偶数でも奇数でも自由に決定できるところである（商法典1423条）。当事者が仲裁人の員数を指定しなかった場合には、単独仲裁人と推定される⁵²⁾。仲裁人が偶数であって、賛否同数で決定ができない場合には、当事者は仲裁人に追加仲裁人の選任権を与えることができる。そして、仲裁人が追加仲裁人につき合意できない場合には、当事者は、裁判所に対して追加仲裁人を選任するよう申請することができる（民訴法626、627条）。

仲裁人は、仲裁付託契約により、または、仲裁条項に規定した選任方法により選任される。

当事者が選任方法を定めていなかったとき、または、なんらかの理由で選任についての当事者間の合意が成立しないときは、利害関係ある当事者は、裁判所に対して仲裁人の選任を申請することができる（民訴法220条）。この場合に、裁判官は、まず、当事者の合意により仲裁人を選任するように試みるが、当事者が合意に達しないときには、裁判官が、上級裁判所が毎年作成する仲裁人候補者名簿中から仲裁人を選任する。

(2) 忌避

仲裁人の忌避理由は、裁判官の忌避理由（民訴法170条）と同様である（民訴法623条）。したがって、具体的には、次のようなものが忌避理由となる。

- ① 仲裁人と当事者間の家族関係の存在、
- ② 同一事件につき裁判官または検事であったこと、

- ③ 当該紛争に弁護士として関与したこと,
- ④ 当事者の方の費用で仲裁人のために設けられた晩餐会その他の接待を受けたこと,
- ⑤ 当事者の方とくに親しくすること,
- ⑥ 当事者と同じ家屋に居住すること,

忌避の成否については、当該事件につき管轄を有する裁判所の裁判官が決定し、その決定に対しては不服申立は認められない（民訴法629条）。

(3) 民事責任

仲裁人が、不法な方法により、または善良な慣習に反して行動したことにより、当事者に対して損害を与えた場合には、その損害が被害者の犯罪または過失の結果であることを証明できない限り、その損害を賠償する義務を負う（民法1910条）。

(4) 報酬

仲裁人の報酬は、仲裁契約または当事者が指定した仲裁規則に規定がある場合には、その規定による。

当事者が仲裁人の報酬につき特段の定めをしていない場合には、民訴法267～273条の規定により決定される。

5. 仲裁手続

(1) 仲裁地

仲裁地は、機関仲裁の場合、当事者が選定した仲裁機関の仲裁規則にしたがって決定される。アドホック仲裁の場合、当事者の合意により、仲裁地を選定することができる。当事者が指定しなかった場合には、仲裁人が当該紛争の性質を考慮して決定する。

(2) 審理

審理につき、当事者は自由にその手続を定めることができる。したがって、当事者が、仲裁契約において審理手続について規定をしていたり、適用すべき仲裁規則を指定している場合には、それらに従って審理が行われる。

当事者が別段の合意をしていない場合には、商法典ならびに民訴法中の仲裁手続に関する規定が適用されるほか、手続において裁判所が通常従うべき期間および方式を遵守しなければならない（民訴法619条）。

(3) 証拠

証人は、真実を述べることを宣言した上で、当事者双方の面前で仲裁人の尋問に対して証言を行う。証人が真実に反した証言を行った場合には、偽証に対する制裁を受けることになる⁵³⁾。反対尋問の制度はない。証人が出頭を拒否する場合には、仲裁人は、裁判所に対して、出頭命令の発令を申請することができる（民訴法631条）。

仲裁人は、審理に必要とする書類の提出を当該書類の保持者に要求することができるが、提出に応じない場合には、仲裁人は、裁判所に対して、提出命令の発令を申請することができる（民訴法633条）。

(4) 代理人／補佐人、鑑定人

当事者は、審理手続におけるその代理人として誰でも指名することができる。弁護士または外国弁護士による代理も可能である⁵⁴⁾。

なお、当事者が、適正なる審理の通知を受けたにもかかわらず、仲裁手続に参加しない場合には、仲裁人は不参加のまま仲裁手続を進め、仲裁判断を行うことができる⁵⁵⁾。

各当事者は、必要に応じて鑑定人を指名することができるし、仲裁人も、鑑定人を指名することができる（民訴法347条）。

鑑定人は、書面によりその意見を提出するか、または、当事者、場合によっては反対意見を持つ他の鑑定人の面前で口頭によりその意見を述べることに

なる（民訴法391条）。そして、仲裁人も当事者も、必要と考えるならば、意見を述べ質問することができる⁵⁶。

(5) 保全手続

当事者が仲裁契約において、仲裁人には保全のための中間措置を命ずる権限を付与しておいたにもかかわらず、関係者が仲裁人の命令に従わないときは、裁判所の協力を求めることができる（民訴法633条）。

(6) 仲裁手続中の和解

当事者は、仲裁手続中に和解することができる。その場合、和解の内容をもって仲裁判断の内容とすることができます⁵⁷。

(7) 費用

仲裁人は、当事者に対して、仲裁手続に要した費用の支払を命ずることができる（民訴法631条）。当事者がその負担割合を約定していない場合には、仲裁人が適当と考える割合を決めることができる。

仲裁手続に要する費用の預託については、仲裁契約において当事者が預託について規定していれば、当事者に預託を強制すべく、裁判所の協力を求めることができます⁵⁸。

6. 仲裁判断

仲裁人は、最終仲裁判断のほか、付帯的または予備的な問題が生じ、これを解決しないと最終仲裁判断ができない場合、それらの問題につき中間仲裁判断を行うことができる（民訴法630条）。

仲裁判断は、仲裁人の多数決により行わなければならない。仲裁人の員数が偶数のため多数決に至らないときは、当事者は仲裁人に追加仲裁人の選任を授権することができ（民訴法626、627条），選任された追加仲裁人を加えた

後その多数決による。当事者が仲裁人に追加仲裁人の選任を授權しないとき、または、追加仲裁人を加えても多数決が成立しないときには、当該仲裁手続は終結する⁽⁵⁹⁾。

(1) 準拠法

国内仲裁の場合、仲裁契約において、仲裁人が友誼的仲裁により、または、善と衡平により仲裁判断を行う権限を与えられない限り、仲裁人は、法律（メキシコ法）にしたがって仲裁判断を行わなければならない（民訴法628条）。

国際仲裁の場合、仲裁契約において、仲裁人が友誼的仲裁により、または善と衡平により仲裁判断を行う権限を与えることも可能であり、その場合には、準拠法は問題となる余地がない。そうでない場合、当事者は、仲裁人が仲裁判断に際し適用すべき準拠法を指定することができる。当事者が指定していないときは、仲裁人が準拠法を決定する。

(2) 作成期限

仲裁契約に作成期限が規定されている場合、その期限内に仲裁判断を作成しなければならない。作成しない場合には、仲裁契約は失効し、仲裁手続は終結する（民訴法622条5号）。

仲裁契約に作成期限が規定されていない場合、仲裁人の就任後60日以内に仲裁判断を作成しなければならない。作成しない場合には、仲裁契約は失効し、仲裁手続は終結する（民訴法617条）。ただし、仲裁人の交替などの事故が仲裁手続中に発生したときは、上記の期限は中断する（民訴法624条）。

(3) 形式

仲裁判断は、書面によりなされ、仲裁人全員がこれに署名しなければならない。少数意見の仲裁人も署名の義務を免れない。少数意見の仲裁人が署名を拒否したときは、他の仲裁人は、仲裁判断書にその旨を記載すれば、仲裁人全員の署名があったと同様な効果が発生する（民訴法625条）。

友誼的仲裁または善と衡平による仲裁の場合を除き、仲裁判断書には妥当な理由が記載されていなければならない⁽⁶⁰⁾。

(4) 送達／預託

仲裁判断書の送達または預託については、法律上の規定はない。仲裁判断書を裁判所に登録したり、提出することも必要ではない⁽⁶¹⁾。

(5) 不服申立

当事者は、仲裁契約において、仲裁判断に対する不服申立を放棄していない限り、第一審裁判所に仲裁判断に対する不服申立を行うことができる（民訴法619条2項）。

裁判所は、当該仲裁判断が公序に反すると判断した場合にのみ、仲裁判断の取消しが可能である。

(6) 承認／執行

仲裁判断は、裁判所から執行の許可をえて、はじめて執行力を持つことができる（民訴法632条）。裁判所は、執行の許可を審査するに際しては、仲裁判断の内容の審査は行わず、形式上の要件と公序違反の有無のみを審査する。裁判所が、当該仲裁判断が公序に違反すると判断した場合には、仲裁判断を取り消すことができる。

執行の許可の認否に対しては、不服申立ができる（民訴法607条）。

不服申立のほか、仲裁人の管轄の欠缺を理由とする異議の申立にもかかわらず執行の許可が行われるときには、amparoと呼ばれる救済方法に訴えて、仲裁判断の取消しを行うことが可能である⁽⁶²⁾。

(7) 公表

仲裁判断は、一般に公表されない。

7. 外国仲裁判断の承認および執行

国際条約による場合、外国仲裁判断についても、内国仲裁判断の執行の許可の手続と同様の手続により、裁判所から執行の許可を取得して執行することができる。

承認および執行の手続を行う裁判所は、当事者の選択により、連邦裁判所または州裁判所となる（メキシコ憲法104条1項）⁽⁶³⁾。

外国仲裁判断を国際条約によらないで執行することは、当該外国仲裁判断につき管轄を有する外国裁判所において執行判決を取得し、この外国執行判決についてメキシコにおける執行を求めるという方法で可能である（民訴法604条）。

IV 米州条約（パナマ条約）と米州商事仲裁委員会

1. パナマ条約の成立と背景

国際商事仲裁に関する米州条約（Inter-American Convention on International Commerical Arbitration）（パナマ条約）⁽⁶⁴⁾は、1975年1月30日にパナマ市において、米州機構加盟の各国によって締結され、1976年6月16日に発効している⁽⁶⁵⁾。現在までに、チリ、コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ウルグアイ、アメリカ合衆国により批准されている。

中南米諸国における国際商事仲裁ならびに外国仲裁判断の承認および執行についての国際条約の必要性は、世界的に見ても比較的早い時期に認識されていたようであり、すでに1889年のモンテビデオ条約⁽⁶⁶⁾において具体化している。しかし、1889年モンテビデオ条約を批准したのは一部の国にとどまった。

その後、1928年には、国際私法条約（ブスタマンテ法典）も国際商事仲裁ならびに外国仲裁判断の承認および執行に関する規定を設けたが、これを批准したのも一部の国にとどまった。そして、1940年には、1889年モンティビデオ条約の改正が行われたが、これも多数の国の批准を得るに至らなかった。さらに、1958年には、外国仲裁判断の承認および執行に関する国連条約（ニューヨーク条約）が締結されたが、中南米諸国については一部の国が批准したにとどまった。

この結果、米州諸国の国際商事仲裁に対する法制がきわめて不統一となり、米州における国際取引の拡大上の障害となつたため、米州機構の下部組織である米州法律家理事会（Inter-American Council of Jurists）において、商事仲裁法についてのモデル法の検討が開始された。しかし、検討の結果モデル法より条約のほうが、加盟各国の賛同を得やすいとの結論となった⁽⁶⁷⁾。

そこで1967年に、米州法律家理事会において、国際商事仲裁に関する米州条約案が採択され、条約案についての検討が進められた結果、1975年のパナマ市における第1回米州国際私法特別会議において国際商事仲裁に関する米州条約が採択されたものである⁽⁶⁸⁾。

2. パナマ条約の内容

(1) 仲裁の合意の承認

本条約第1条において、ニューヨーク条約と同様、仲裁の合意の有効性を、現存する紛争についてばかりでなく将来の紛争についてまで認めたこと、また、仲裁の合意の当事者の国籍や指定された仲裁地のいかんにかかわらず認めたことは、国際商事仲裁の振興上きわめて有益である。ただ多少懸念されるのは、商事取引に関する仲裁の合意に対象を限定している点である。この点、仲裁による解決が可能である事項全般についての仲裁の合意を対象としているニューヨーク条約と比較して、承認の対象となる仲裁の合意の範囲が狭いばかりでなく、問題となる紛争が商事取引に関するものかどうかをめ

ぐって仲裁の合意の有効性に関連して無用の紛争を引き起こすことが心配されるところである。

従来、中南米諸国の場合、仲裁の合意は一種の公正証書 (*escritula pública*) になつていないと強制力を有しなかつたが⁽⁶⁹⁾、この点を改め、ニューヨーク条約第2条1項および2項と同様、現状における国際取引の慣行を採用して、仲裁の合意について条約の定める要件を満たす文書があれば、仲裁の合意の効力を承認することとなったのは大きな改善である。

(2) 第三者による仲裁人の選任の有効性

従来、中南米諸国の場合、国によっては仲裁人の選任を第三者に委嘱することを禁止しているため⁽⁷⁰⁾、仲裁人の選任を常設仲裁（管理）機関に依存することの多い機関仲裁の発展が阻害されていたところである。しかし、本条約第2条により、第三者への委嘱が認められたのは注目すべき改善である。

(3) 仲裁人への外国人の選任

従来、中南米諸国の場合、国によっては、外国人が仲裁人となることを法律上禁止しているが⁽⁷¹⁾、この点が本条約第2条により改善された。国際商事仲裁の場合、仲裁の公正と妥当性を確保する上において、仲裁人に当事者の国籍と異なる国籍の中立的な第三国人を起用する必要があることも少なくなつたが、この面における障害が本条約により除去されることとなった。

(4) 仲裁手続についての当事者の意思の尊重

本条約第3条の反対解釈として、仲裁手続につき当事者の明示の合意がある場合には、その合意が尊重されると解されている。そして、明示の合意がない場合には、米州商事仲裁委員会の手続規定⁽⁷²⁾によることとなり、中南米諸国に関する商事仲裁については自動的に米州商事仲裁委員会が仲裁管理機関となるケースが増加するものと見込まれる。この結果、常設仲裁（管理）機関としての米州商事仲裁委員会の存在が、米州における国際商事仲裁につ

き重要な機能を果たすものとなったことが注目される。

この米州商事仲裁委員会の手続規定は、UNCITRAL 仲裁規則に多少の手直しを行ったものであり、実質的には UNCITRAL 仲裁規則⁽⁷³⁾と異ならない。

(5) 米州商事仲裁委員会⁽⁷⁴⁾

米州商事仲裁委員会 (The Inter-American Commercial Arbitration Commission : IACAC) は、1933年のモンテビデオにおける米州会議の決議に基づき、1933年に設立された米州機構に引きつづき、1934年に設立された常設仲裁（管理）機関である。両機関は本部を米国ワシントン特別区に置き、密接な連携関係の下に活動している。

米州商事仲裁委員会の設立の目的は、米州における仲裁制度の確立にあり、設立直後より米国仲裁協会と緊密な提携関係にあり、ニューヨーク、ワシントン特別区、リオデジャネイロにおいて常設仲裁（管理）機関として活動している。あわせて、International Council for Commercial Arbitration (ICCA)、国際商業会議所、ソ連政府外国貿易仲裁委員会、中国政府外国貿易仲裁委員会、国際商事仲裁協会（日本）等と仲裁協定を締結している。

最近では、1984年8月の米州機構経済社会理事会の決議に基づき、米州機構加盟各国の仲裁手続ならびに仲裁判断の執行に関する法制を編集、翻訳、出版することに努力している。

米州機構と米州開発銀行は、その締結する一定の契約については、米州商事仲裁委員会を指名する仲裁条項を挿入するようにしている。また、中南米商工会議所連合会 (Association of Ibero-American Chambers of Commerce) との間に、1984年10月協定を締結し、商事仲裁の振興についての協力体制を確立したほか、メキシコ政府やメキシコ国営石油会社 (PEMEX) の締結する契約にも、米州商事仲裁委員会を指名する仲裁条項が採用されてきているとの指摘があり、中南米諸国の米州商事仲裁委員会に対する評価が確立してきていることを窺わせる。今後における米州商事仲裁委員会の活動が注目されるところである。

(6) 仲裁判断の承認および執行

本条約第4条により、商事取引に関連する仲裁判断については、締約国は、自国の仲裁判断のみならず外国仲裁判断も含め、これらを等しく承認し、それらを自国法ならびに本条約に従い執行することを約している。

本条約そのものは、対象とする外国仲裁判断につき、他の締約国で作成された仲裁判断であることといった制約をつけていないが、加入国によってはその国内法において、米国連邦仲裁法第304条のように他の締約国における仲裁判断に限定している場合もあるので注意を要する。

(7) 仲裁判断の承認または執行の拒否原因

仲裁判断の承認または執行の拒否原因を規定しているのは、本条約第5条であるが、その内容はニューヨーク条約第5条とほぼ同様である。

しかし、(d) の文言はニューヨーク条約のそれと異なる。ニューヨーク条約は、仲裁審理機関の構成または仲裁手続が当事者の合意に従っていない場合を拒否原因としているが、本条約は、両当事者により署名された合意に従っていない場合を拒否原因としている。したがって、当事者間の仲裁の合意が、交換された書状、電信またはテレックスの形でなされている場合、当該仲裁手続がこうした当事者の署名のない仲裁の合意によって、指定された仲裁審理機関の構成または仲裁手続に反して行われたが仲裁地の法令には反していないときは、その仲裁判断の承認または執行を、本条約により拒否できるか疑問の残るところである。なぜ本条約が、当事者により署名された合意と、ニューヨーク条約より限定した文言を採用したのか疑問である。

3. パナマ条約の機能

パナマ条約が米州における商事仲裁において果たす機能については、次のような要約が可能であろう。

(i) 米州における国際商事仲裁法の統一

パナマ条約が、ニューヨーク条約に倣って仲裁の合意の有効性を承認し、仲裁手続につき当事者の合意を尊重し、仲裁判断を承認し執行を認めたことにより、両条約の内容はほぼ等しいものとなっている。他方、ニューヨーク条約に加入していない中南米諸国がパナマ条約には加入していることにより、両条約の加入国が15カ国に達し米州の大多数となった。加えて、条約の国内法的効力は各国法によるところであるが、米州諸国の場合、少なくとも国内法と同様の効力を認めている国が多い。

この結果、国際商事仲裁に限定して考えると、両条約のいずれかに加入している米州諸国の法制はほぼ等しくなり、統一が達成されたということができる。

(ii) 米州商事仲裁委員会の地位の強化

当事者が仲裁手続につき指定を行っていない場合には、本条約第3条により自動的に米州商事仲裁委員会の手続規則が適用され、米州商事仲裁委員会が仲裁管理機関となるので、米州商事仲裁委員会の常設仲裁（管理）機関としての地位が大幅に強化されることになった。

また、本条約により仲裁人の選任を第三者に委嘱することが可能となったこともあり、米州商事仲裁委員会を仲裁管理機関として指定する仲裁条項の契約への挿入が増加しているということができる。

(iii) UNCITRAL 仲裁規則の地位の確立

米州商事仲裁委員会の仲裁手続規則が、UNCITRAL 仲裁規則に則して制定されている事実は、UNCITRAL 仲裁規則にしたがった仲裁が米州では一般的になりつつあるなかで、世界的な標準的仲裁規則としての UNCITRAL 仲裁規則の地位が一段と確立したということができよう。

終わりに

本章において検討の対象としたラテンアメリカ NIEs（アルゼンチン、ブラ

ジル、メキシコ）における商事仲裁について共通していることは、旧宗主国であるスペインやポルトガルの法制を植民地からの独立に際して継承した経緯もあり、かなり古い時代から法律上の制度としては存在してきたが、实际上は必ずしも広く使用されてはいなかったということができる。

その原因の主たるものとしては契約中に仲裁条項が存在しても、具体的な紛争が当事者間に発生した時点で、この紛争を仲裁により解決するためには、改めて仲裁付託契約を締結することが必要とされたことにあると考えられる。しかしこの点は、これらの諸国が近年ジュネーブ議定書やニューヨーク条約に加入することにより、これらの国際条約の対象とする仲裁条項についてはその効力が認められてきており、改善されたところである。

また、国際商事仲裁も利用されることが少なかったのは、これらの諸国が外国仲裁判断の承認及び執行に関するジュネーブ条約やニューヨーク条約に加入していないため、国際商事仲裁の利点の一つである仲裁判断の国際的な執行が確保されていなかったことに原因がある。この点については、アルゼンチンが1989年に、メキシコが1971年に、ニューヨーク条約に加入したことにより改善されたところであるが、ブラジルについては未加入であり、問題は解決していない。

一方、これらの諸国においては、従来、国際商事仲裁については先進工業国の当事者に有利な結論が出され、発展途上にあるこれらの諸国の当事者は不利な結論を押し付けられるとの感情的な反感も見られたところであり、こうした反感が、外国仲裁判断の承認及び執行に関するジュネーブ条約やニューヨーク条約への加入を妨げる要因となったようである。しかし、これらの諸国における経済活動の国際化が国際商事仲裁を必要とするに伴い、こうした反感も次第に解消し、ニューヨーク条約への加入が実現した。

このように、これらの諸国における商事仲裁とくに国際商事仲裁は、ようやく実用化の緒についたところであり、今後の充実発展が期待されるところである。

最後に、対象とした3カ国の仲裁法規については、従来日本ではほとんど

研究が行われていないばかりでなく、3カ国いずれも最近においてその仲裁法規を修正しており、最新の情報の入手に努めたが、入手できた情報は必ずしも豊富ではなく、誤解や検討が不十分な点が少なくないのではないかと懸念している。これらの点については、今後の研究により補充していきたいと考えている。

[注]

- (1) Naon, "Ratification by Argentina of the 1958 New York Convention on Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards," *Journal of International Arbitration*, Vol. 6, No. 3, 1989, p. 121.
- (2) Naon, "Arbitration in Latin America : Overcoming Traditional Hostility," *Arbitration International*, Vol. 5, No. 2, 1989, pp. 137, 155.
- (3) ナオン「アルゼンチンの商事仲裁(国際商事仲裁を含む)および他の紛争解決手段の実際」(『JCA ジャーナル』1989年9月), 15ページ。
- (4) ナオン「アルゼンチンの商事仲裁(国際商事仲裁を含む)および他の紛争解決手段の実際(2)」(『JCA ジャーナル』1989年10月), 9ページ。
- (5) Malamud, "Argentina," *Yearbook Commercial Arbitration*, Vol. 3, 1978, p. 19.
- (6) Naon, "Report on Argentina," *International Handbook on Commercial Arbitration*, Supplement III, 1985, pp. 1-27.
- (7) ナオン, 前掲注(4), 10ページ。
- (8) 機械振興協会経済研究所, 国際商事仲裁協会「国際商事仲裁の理論と実際——ラテンアメリカ諸国の商事仲裁制度」1980年3月, 16ページ。
- (9) ナオン, 前掲注(4), 9ページ。
- (10) 機械振興協会経済研究所, 国際商事仲裁協会, 前掲注(8), 16ページ。
- (11) ナオン, 前掲注(4), 11ページ。
- (12) 機械振興協会経済研究所, 国際商事仲裁協会, 前掲注(8), 18ページ。
- (13) 同上書, 22ページ。
- (14) ナオン, 前掲注(4), 14ページ。
- (15) 機械振興協会経済研究所, 国際商事仲裁協会, 前掲注(8), 18ページ。
- (16) ナオン, 前掲注(4), 11ページ。
- (17) 機械振興協会経済研究所, 国際商事仲裁協会, 前掲注(8), 20ページ。
- (18) 同上書, 20ページ。
- (19) 同上書, 22ページ。

- (20) ナオン, 前掲注(4), 12ページ。
- (21) 機械振興協会経済研究所, 国際商事仲裁協会, 前掲注(8), 21ページ。
- (22) 同上書, 21ページ。
- (23) ナオン, 前掲注(4), 11ページ。
- (24) 同上書, (2)11ページ。
- (25) 機械振興協会経済研究所, 国際商事仲裁協会, 前掲注(8), 23ページ。
- (26) 同上書, 24ページ。
- (27) Samtleben, "Arbitration in Brazil, *Inter-American Law Review*, Vol. 18, No. 1, 1986, p. 2.
- (28) *Ibid.*, p. 20.
- (29) Rangel, "Brazil," *Yearbook Commercial Arbitration*, Vol. 3, 1978, p. 34.
- (30) Samtleben, *op. cit.*, p. 17.
- (31) Rangel, *op. cit.*, p. 33.
- (32) Samtleben, *op. cit.*, p. 20.
- (33) *Ibid.*, p. 20.
- (34) Rangel, *op. cit.*, p. 35.
- (35) *Ibid.*, p. 41.
- (36) *Ibid.*, p. 34.
- (37) *Ibid.*, p. 38.
- (38) *Ibid.*, p. 41.
- (39) *Ibid.*, p. 40.
- (40) *Ibid.*, p. 43.
- (41) Samtleben, *op. cit.*, p. 22.
- (42) Rangel, *op. cit.*, p. 44.
- (43) *Ibid.*, p. 39.
- (44) Sierra, "Mexico," *Yearbook Commercial Arbitration*, Vol. 3, 1978, p. 94.
- (45) Echeverria and Siqueiros, *Arbitration in Latin American Countries*, ICCA Congress Series No. 4, 1989, p. 94.
- (46) Sierra, *op. cit.*, p. 94.
- (47) *Ibid.*, p. 97.
- (48) Echeverria and Siqueiros, *op. cit.*, p. 85.
- (49) Sierra, *op. cit.*, p. 98.
- (50) *Ibid.*, p. 98.
- (51) *Ibid.*, p. 97.
- (52) *Ibid.*, p. 98.

- (53) *Ibid.*, p. 100.
- (54) *Ibid.*, p. 100.
- (55) *Ibid.*, p. 101.
- (56) *Ibid.*, p. 101.
- (57) *Ibid.*, p. 102.
- (58) *Ibid.*, p. 103.
- (59) *Ibid.*, p. 102.
- (60) *Ibid.*, p. 102.
- (61) *Ibid.*, p. 103.
- (62) *Ibid.*, p. 104.
- (63) Echeverria and Siqueiros, *op. cit.*, p. 95.
- (64) 岩崎一生「国際商事仲裁に関する米州条約(パナマ条約)」(小島武司, 高桑昭編『注解 仲裁法』, 青林書院, 1988年, 870ページ)。
- (65) Norberg, "General Introduction to Inter-American Commercial Arbitration," *Yearbook Commercial Arbitration*, Vol. 3, 1978, p. 2.
- (66) 関係部分については, United Nations, *Register of Texts of Conventions and other Instruments concerning International Trade Law*, Vol. 2, 1973, pp. 5-7参照。また, 条約全般につき, 木棚昭一「モンテビデオ国際私法条約」(『国際法辞典』, 666ページ)参照。
- (67) Norberg, "Inter-American Commercial Arbitration : Unicorn or Beast of Burden," *Pace Law Review*, Vol. 5, 1985, pp. 607, 613.
- (68) Norberg, "Recent Developments in Inter-American Commercial Arbitration," *Case Western Resources Journal of International Law*, Vol. 13, 1981, pp. 107, 111.
- (69) *Ibid.*, p. 108.
- (70) Norberg, 注(67), p. 614.
- (71) Norberg, 注(65), p. 11. および, 木棚, 614ページ。
- (72) Domke on *Commercial Arbitration* (Rev. Ed. Gabriel M. Wilner), Appendix 12 (1982年版) および, 服部弘「米州商事仲裁委員会(IACAC)手続規則」(小島, 高桑編, 前掲(64), 815ページ)。
- (73) 高桑昭「国際連合の仲裁規則および模範法」(小島, 高桑編, 前掲(64), 879ページ)。
- (74) 詳細は, Norberg, 注(67), p. 608.